

## 社会信用体系の整備加速と信用に基づく新型監督管理メカニズムの構築に関する指導意見

アジア調査部中国室研究員

劉家敏

03-3591-1384

jiamin.liu@mizuho-ri.co.jp

### 【要点】

- 中国国務院弁公庁は、2019年7月16日に「社会信用体系の整備加速と信用に基づく新型監督管理メカニズムの構築に関する指導意見」（中国語名「关于加快推进社会信用体系建设构建以信用为基础的监管机制的指导意见」、以下「指導意見」）を発表した。
- 中国では、2014年6月発表の「社会信用システム構築計画綱要（2014～2020年）」に基づき、多分野にわたる信用システムの整備が進められてきた。「権限委譲と行政の簡素化・規制緩和と管理強化・行政サービスの最適化」を内容とした「放管服」改革が加速される中で、信用情報の役割強化を通じて、監督管理メカニズムの革新と政府機関の監督管理能力の向上を促し、市場主体の活性化、質の高い経済発展の促進を図るために発表されたのが、この「指導意見」である。
- 「指導意見」では、市場主体のライフサイクルを貫く事前・途中・事後段階で行う新型監督管理メカニズムの構築に関する5大政策（計22措置）が示された。具体的には、(1)事前段階における信用監督管理の革新（①信用承諾制度の整備、②経営者向け参入前信用教育の実施、③信用報告書の活用（全国統一の信用報告書の採用等））、(2)途中段階における信用監督管理の強化（④市場主体の信用情報の全面的整備、⑤信用情報自主登録システムの整備（専用ウェブサイト（「信用中国」）による信用情報自主登録の奨励等）、⑥公共機関による信用総合評価の実施、⑦信用ランク別監督管理の実施）、(3)事後段階における信用監督管理の健全化（信用喪失行為のある市場主体に対する⑧共同懲戒認定制度の実施、⑨期間限定違反是正の催促、⑩共同懲戒の全面实施、⑪法に基づく市場・産業参入禁止措置の実施、⑫違法・信用喪失行為に対する法的責任の追及、⑬信用修復メカニズムの整備）、(4)信用監督管理のサポート体制の強化（⑭信用監督管理の情報化推進、⑮信用監督管理情報の透明化促進、⑯「インターネット+」・ビッグデータの役割強化、⑰信用情報の安全性向上と市場主体の法的権益の保護強化、⑱業界団体と信用サービス機関の協同的な監督管理の積極的な推進）、(5)信用監督管理の組織的取り組みの強化（⑲リーダーシップの強化、⑳試行の推進、㉑法制度の整備、㉒宣伝・説明の強化）、である。

## 【構成(概要)】

「社会信用体系の整備加速と信用に基づく新型監督管理メカニズムの構築に関する指導意見」

(国弁発[2019]35号)

成立日：2019年7月9日、発表日：2019年7月16日

1. 全体方針：法規に基づき、改革・革新と協同管理を基本原則とし、信用監督管理の強化を中心とした監督管理の理念・制度・方式の革新を通じて、市場主体のライフサイクルを貫く事前・途中・事後段階で行う新型監督管理メカニズムを構築することで、政府機関の監督管理能力・水準の持続的向上、市場秩序の規範化、ビジネス環境の最適化、質の高い経済発展を推進する。
2. 事前段階における信用監督管理の革新：①信用承諾制度の整備（信用承諾書の履行状況を信用記録として保管すること等）、②経営者向け参入前信用教育の実施（登録・審査・保管業務を受理する時の法律・信用関連知識の普及等）、③信用報告書の活用（全国統一の信用報告書の採用等）。
3. 途中段階における信用監督管理の強化：④市場主体の信用情報の全面的整備（権限・責任リストによる信用情報の収集、登記・審査・監督管理・公共サービスの提供等を契機とした信用情報のタイムリーかつ正確な収集等）、⑤信用情報自主登録システムの整備（専用ウェブサイト（「信用中国」）による信用情報自主登録の奨励等）、⑥公共機関による信用総合評価の実施（すべての市場主体に対する標準化された公益的な信用総合評価の実施と関係官庁・金融機関・業界団体への定期報告等）、⑦信用ランク別監督管理の実施（信用状況に応じた監督管理措置の制定等）。
4. 事後段階における信用監督管理の健全化：信用喪失行為のある市場主体に対する⑧共同懲戒認定制度の実施（共同懲戒リストの制定等）、⑨期間限定違反是正の催促（認定部門による面談の実施と面談結果の信用報告書記入等）、⑩共同懲戒の全面实施（地域・業界・分野を跨ぐ共同懲戒メカニズムの構築等）、⑪法に基づく市場・業種参入禁止措置の実施（重点分野における監督管理・共同懲戒の強化等）、⑫違法・信用喪失行為に対する法的責任の追及（責任追及メカニズムの整備等）、⑬信用修復メカニズムの整備（効率的・利便性の高い信用修復サービスの提供等）。
5. 信用監督管理のサポート体制の強化：⑭信用監督管理の情報化推進、⑮信用監督管理情報の透明化促進、⑯「インターネット+」・ビッグデータの役割強化、⑰信用情報の安全性向上と市場主体の法的権益の保護強化、⑱業界団体と信用サービス機関の協同的な監督管理の積極的な推進。
6. 信用監督管理の組織的取り組みの強化：⑲リーダーシップの強化（関連改革の深化等）、⑳試行の推進（成功例の普及等）、㉑法制度の整備（規則・標準の制定等）、㉒宣伝・説明の強化。

\* 中国語全文は、[http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-07/16/content\\_5410120.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-07/16/content_5410120.htm)

から入手可能（2019年8月26日アクセス）

以 上

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。